

むろらん



# 市政だより

昭和53年

2月15日

No. 430



市政だよりは早目にお読み下さい

## 働く若ものの余暇利用施設「勤労青少年ホーム」

勤労青少年ホームは、一人で、仲間で、いつでも気軽に利用できる余暇施設です。

昭和43年にオープン以来、数多くの利用者「いこいの場」として親しまれています。

ご利用は、市内の15歳から24歳までの中小企業に働く青少年であれば、どなたでも無料です。

ホームには、クラブ活動や同好会のほかに、各種

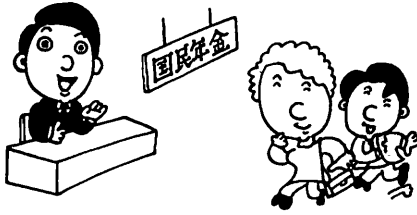
教養講座があります。講座は現在、絵画、茶道、手芸、書道、料理のほか、七宝焼、洋裁等があり、それぞれ材料費程度の負担で参加できます。

各講座の募集は、随時市政だより等でお知らせしていますので、お気軽に、勤労青少年ホーム（東町1-20-27 ☎ ④ 1135）をご利用下さい。

# 国民年金

## 年金加入の有利さなどについて

加入の手続きは簡単です



### 老齢年金・通算老齢年金 必要加入期間

生年月日	期間
大正5年4月1日以前	10年
" 6 " "	11 "
" 7 " "	12 "
" 8 " "	13 "
" 9 " "	14 "
" 10 " "	15 "
" 11 " "	16 "
" 12 " "	17 "
" 13 " "	18 "
" 14 " "	19 "
" 15 " "	20 "
昭和2年2月1日	21 "
" 3 " "	22 "
" 4 " "	23 "
" 5 " "	24 "
" 5年4月2日以降	25 "

〈短縮される加入期間〉  
老齢年金・通算老齢年金を受けるには、通常二十五年以上の加入期間が必要ですが、生年月日によって右表のとおり短かくても年金が受けられます。

三十九年四月一日から同四十四年四月一日までに生まれた人が、昭和三十六年四月から十年年金に加入した人（明治

国民年金制度が発足してから、もうすぐ満十七年になります。制度の仕組みが複雑なため、なかなか理解できない点も多いようです。今回は、国民年金加入の有利さと保険料と給付（年金の種類）について説明します。実際に現在年金をもらいはじめた人の例でお話ししましょう。

昭和三十六年四月から十年年金に加入した人（明治三十九年四月一日から同四十四年四月一日までに生まれた人）が、十年間に納めた年金保険料合計は二万五千八百円でしたが、現在の年金受給額は、年額二十六万九千八百円になっています。

すなわち、単純に計算すると年金を二カ月分もらうと、十年分の保険料合計額を全額回収した上、さらに一万九千五百円のお釣をもらった計算になります。

発足当時、月額百円・百五十円といった年金保険料は、現在月額二千二百円（五十三年四月から二千七百三十円）と大巾に上がった反面、年金額もかなりの倍率で上がってきました（高齢者の優遇措置にもよりますが、今後受け取る年金はこのような高倍率にならないまでも老後の生活設計を考えると確実有利な保証と言えます。国民年金に加入している人は、将来の生活に備え、年金保険料を納め続けるわけですが、ここで忘

### どんな年金が受けられるか

年金の種類	かけ金期間	こんなときに	年金額（月額）
老齢年金	本人が25年以上	65歳になったとき	35,558円以上
通算老齢年金	すべての年金制度の期間を合せて25年以上	65歳になったとき	納付月数×1,300円 ×1.094÷12
障害年金	本人が1年以上	ケガとか重い病気で心身障害者になったとき	1級～45,125円 2級～36,100円
母子年金	妻が1年以上	夫が死亡し母子世帯となったとき	36,100円
準母子年金	祖母か姉が1年以上	働き手を失った祖母か姉が、孫や弟妹のめんどうをみているとき	（加算額） 2人目 2,000円 3人目 400円
遺児年金	父・母が1年以上	みなし児になったとき	
寡婦年金	夫が25年以上	老齢年金を受ける資格のある夫と死別したとき（60歳から64歳まで）	通算老齢年金計算式による額の $\frac{1}{2}$
付加年金	本人が1月以上	老齢年金・通算老齢年金を受けられるとき	付加保険料納付月数 ×200円÷12

※サラリーマンの奥さんには特典があり、昭和36年4月から国民年金に加入するまでの結婚期間も資格期間（普通「カラ期間」と言っています）として認められますので、通算老齢年金の「25年以上」の中に含まれてよいことになります。

れてはならないのは、将来六十五歳から受給の老齢年金のほかに、別表のような年金の種類があることです。しかも、この中で母子年金や障害年金は、そのような状態が発生した時に、過去二カ年の年金保険料が納付されていることが条件の一つになっています。言い

変えると、一カ月分でも年金保険料が滞納になっていると、これらの年金がもらえない場合があります。本市にも、年末や年度末に一括して保険料を納める人が何人かいますが、万一のことを考え、できるだけ各納期限内にきちんと納め

るようにはしましょう。なお、各納期限は次のとおりです。

- ・第一期分（四～六月） 六月末日
- ・第二期分（七～九月） 九月末日
- ・第三期分（十～十二月） 十二月末日
- ・第四期分（一～三月） 三月末日

国民年金についての問合せは、保険年金課国民年金係（☎011-11-内線四五七）へ。また、こみ入った問題であれば、直接国民年金窓口（本庁一階）において下さい。

**人権擁護委員に**  
**多田多年子さん委嘱**

昭和五十二年第三回市議会定例会で承認され、人権擁護委員として法務大臣に推せんしていただいた多田多年子さんが、昭和五十三年一月十五日付で委嘱発令されました。

▽委員住所・氏名  
室蘭市中央町三一四一十四  
多田 多年子  
人権擁護委員は、人権問題、家族の問題など日常生活でお困りの人の相談を受けます。  
相談は無料で秘密は固く守られます。



# 道 市 民 税

3月15日まで

忘れずに申告しましょう

道市民税の申告時期になりました。

みなさんのおてもとに、すでに配られております申告書にそれぞれの事項をご記入の上、三月十五日までに市民税課に提出して下さい。

もし、申告書が届かなかつたり紛失された場合には市民税課が各地区サービスセンターに用紙を用意してありますのでご利用下さい。申告書の記載要領等について疑問の点は、お気軽に市民税課(☎②一一一内線三三二五～三二八)へ問合せ下さい。

申告しなければならぬ人は昭和五十三年一月一日現在、室蘭市内に住所があり、昭和五十一年中に収入があった人です。ただし、次の人は申告の必要はありません。

- (一)昭和五十三年一月一日現在、生活保護を受けている人
- (二)昭和五十一年分の所得税確定申告を税務署に提出した人、または提出すべき人
- (三)昭和五十一年中に得た所得が給与所得だけであって、勤務先から給与支払報告書を市に提出している人

寮道市民税の申告書を提出した人

は、個人事業税の申告書を提出する必要はありません。

道市民税、所得税、個人事業税の申告相談を行っています。

▽二月十六日～三月十五日

市民税課(市役所三階)

(道市民税相談)

▽三月二日、三日

東地区サービスセンター

(道市民税、個人事業税、所得税相談)

ただし、所得税相談は三日のみ

▽三月六日、七日

本輪西地区サービスセンター(道市民税、個人事業税、所得税相談)

▽三月六日、七日

市民会館

(道市民税、個人事業税相談)

▽三月九日、十日、十一日

中島地区サービスセンター(道市民税、個人事業税、所得税相談)

ただし、所得税相談は九日、十日のみ

▽二月十六日～三月十五日

室蘭税務署

(所得税相談)

し尿収集業務

蘭西下水道処理区域と絵鞆町は委託業者が行います

し尿の収集業務は、市の直営で全市を実施していますが、このたび蘭西下水道処理区域と絵鞆町については、市の委託業者が収集業務を市に代って行います。

なお、現在行っています申込み方法と、くみ取り券の購入方法は従来どおりです。

不明の点は、清掃管理課(☎②一一一内線四四二)へ。

初入学児童への入学通知

本年四月から、市内各小学校へ入学する児童については、市教育委員会が住民台帳より抽出し、一月三十一日付で入学通知書を発送いたしました。

入学にあたり、お子さんについて相談のある人、最近転居された方、あるいは、まだ入学通知書が届いていない人は、至急、学校教育課(☎②九四〇六)までご連絡下さい。

なお、本年の初入学児童は、昭和四十六年四月二日から昭和四十七年四月一日までの間に生まれたお子さんです。

特別弔慰金(20万円)の申請はお済みですか

特別弔慰金の請求期限は、昭和五十三年三月三十一日で切れますので、次に該当される人は、至急請求手続きをして下さい。

請求できる人

昭和十二年七月七日以降、公務により死亡した戦没者の子供(子供のいないときは兄弟姉妹)

▽支給額

十年償還の国債で、一年に二万円

なお、くわしくは福祉課社会係(☎②一一一内線四六一、四六二)へ。

第19回特殊教育 合同作品展示会

2月20日～22日

市内特殊教育級の児童、生徒の作品を展示し、広く市民の皆さんに特殊教育について理解していただくと共にこのような恵まれない子供たちのひたむきな努力のあとを窺いながら思っています。

なお、中学校生徒作品の一部を即売いたしますのでご利用下さい

▽日時

二月二十日～二十二日

二十日は、十三時～十七時

二十一日、二十二日は、九時～十七時

▽場所

文化センター一階ギャラリー

▽即売品

ハンガー、衣紋かけ、花合、表札、七宝焼、クッション、鉢木類、その他

NHK学園高校 生徒募集

NHK学園高等学校は、働きたいから学ぼうとする人のための通信制高校で、NHKのテレビやラジオの通信高校講座をもとに自宅での勉強が中心でレポートの提出や面接指導によって学習がすすめられます。

入学の資格は、本科生は中学校を卒業した人、または同等以上の人で、卒業すると高校卒業の資格が得られます。学費は、年間三万一千五百円で教科書、授業料等が含まれています。

特长生は、十五歳以上であればどなたでも受けることができます。受講料は一科目一年間七千五百円です。科目は、五科目まで自由に選ぶことができます。

▽願書の受付は

・本科生 二月十日～三月十五日(ただし、三月中学校卒業見込みの人は三月三十一日まで)

・特长生 二月十日～四月三十日

▽願書ご希望の人は

本科生、特长生の別を書いて、☎〇五一 山手町一―三―五十五 NHK室蘭放送局NHK学園入学係へ、申込み下さい。

## 水道栓の凍結に注意しましょう

新聞・テレビなどの水道栓凍結予報を参考に、ちょっとした注意で防げる水道栓の凍結防止にご協力下さい





## 健康管理に 役立て下さい

### テレホンサービス 23局5151番

市では、みなさまの健康管理に役立てていただくため、毎日テレホンサービスをしています。

「保健衛生一口メモ」で、あなたの健康管理のお手伝いをしますので、ぜひ、ダイヤルして下さい

〈内容と時間〉

平日 15時～翌朝9時  
土、日、祭日 一昼夜  
月、火曜日  
乳幼児の健康メモ  
水、木、金曜日  
大人の健康メモ  
土、日曜日

栄養、その他全般のメモ

「保健衛生一口メモ」の三月のテーマ(予定)をお知らせします

▽一日(水)、二日(木)  
三日(金)

女性の尿道ポウコウ炎

- ▽四日(土)、五日(日) 床ずれ
  - ▽六日(月)、七日(火) ムシ歯は諸病の根源
  - ▽八日(水)、九日(木) 十日(金)
  - ▽十一日(土)、十二日(日) 疲れの男性
  - ▽十三日(月)、十四日(火) ニキビダニ
  - ▽十五日(水)、十六日(木) 歯の定期検診を忘れずに
  - ▽十七日(金) 飛蚊症について
  - ▽十八日(土)、十九日(日) 風邪をひいたら
  - ▽二十日(月)、二十一日(火) 離乳食(1)
  - ▽二十二日(水)、二十三日(木) 二十四日(金)
  - ▽二十五日(土)、二十六日(日) 尿が出にくくなる
  - ▽二十七日(月)、二十八日(火) 肩こり追放
  - ▽二十九日(水)、三十日(木) 離乳食(2)
  - ▽三十一日(金) 目の疲れる男性
- ※なお、平日の九時から十五時まででは、「みんなの健康」を放送していますのでご利用下さい。

### 市民法律相談(無料)

▽二月二十五日九時～十二時  
▽申込みは、前日までに市民相談室(☎2111)内線四一五、四一六へ。

納め忘れの税金はありませんか。  
今月は自主納税月間です。

〈乳幼児相談〉 無料

3月2日 市役所保健室  
7日 衛生課輪西分室  
以上時間 9:40～11:00  
13:00～15:00

3月8日 本輪西地区むぎ  
27日 中島地区むぎ  
以上時間 13:00～14:30

3月3、15日 白鳥台地区むぎ  
以上時間 13:00～14:00

〈6カ月児検診〉 無料

3月20日 本輪西地区むぎ  
22日 衛生課輪西分室  
23日 中島地区むぎ  
24日 労働会館  
以上時間 12:30～13:30

対象 昭和52年9月生まれの赤ちゃん。

※対象者には個人通知いたしますが、万一通知書が届かない場合でも受診できますので直接会場へおいで下さい。

〈離乳食講習会〉 無料

4月3日 衛生課輪西分室  
時間 13:00～15:00  
定員 30人

対象 昭和52年12月・昭和53年1月生まれの赤ちゃんをおもちの母さん。

※市衛生課保健係へ電話又は口頭で申込み下さい。

〈一般健康相談〉 無料

3月13日 衛生課輪西分室  
白鳥台地区むぎ  
以上時間 10:30～11:30  
13:00～15:00

※日常生活における健康上の問題、乳幼児に関する養育上の問題、家族計画その他について気軽に相談下さい。

〈定時予防接種〉 3月実施分

7、14日 市役所保健室  
8、15、22日 中島地区むぎ  
10、17、24日 衛生課輪西分室  
16、23日 本輪西地区むぎ  
9日 白鳥台地区むぎ  
以上時間 13:00～13:45

◎種目

- 3種混合 無料  
1期、2期。24カ月～48カ月に至る期間に接種。
- 破傷風 有料1回 140円  
1カ月間隔で2回接種  
翌年追加接種
- インフルエンザ (2回接種)  
対象…満3歳以上  
15歳未満及び70歳以上の方は無料。  
15歳～69歳までの方は有料(1回 500円)  
2週間間隔で2回接種。

〈生ワク投与〉 無料

3月28日 労働会館  
29日 中島地区むぎ  
30日 本輪西地区むぎ  
31日 輪西市民会館  
以上時間 13時～14時45分  
3月30日 白鳥台地区むぎ  
時間 13時～13時45分

対象 3カ月～48カ月

☆予防接種についての禁忌事項(下記に該当する方は接種できませんのでよくお読みになってから会場へおいで下さい。)

1. 発熱している人又は著しい栄養障害者。
2. 心臓血管系疾患、腎臓疾患又は肝臓疾患にかかっている人で、この疾患が急性期若しくは増悪期又は活動期にあるもの。
3. 接種液の成分によりアレルギーを呈するおそれがあることが明らかな人。
4. 接種液により異常な副反応を呈したことがあることが明らかな人。
5. 接種前1年以内にけいれんの症状を呈したことがあることが明らかな人。
6. 妊婦
7. 急性灰白髄炎(ポリオ生ワク)、麻しん、風しん若しくはBCGの予防接種を受けた後1カ月を経過していない人。
8. 前各号に掲げる者のほか予防接種を行うことが不適当な状態にある人。

☆小学校入学前6カ月以内に行う予防接種(種痘、ジフテリア)は、法改正により、廃止され、実施しなくてもよくなりました。



〈3歳児健診〉 保健所主催

3月16日 中島地区むぎ  
対象 昭和49年12月、昭和50年1、2月生まれで中島本町から高砂水元町に居住する幼児。

3月17日 輪西市民会館  
対象 昭和49年11、12月生まれで大沢町から日の出町、高平町から白鳥台に居住する幼児。

以上時間 9:30～11:30  
13:00～14:30

※室蘭保健所より個人通知いたします。

〈先天性股関節脱臼検診〉 保健所主催

3月10日 室蘭保健所  
時間 10:00～11:30  
13:00～15:00  
対象 生後3カ月から6カ月の乳児。  
定員 50名  
料金 670円

申込方法 室蘭保健所普及課(幸町9-11 Ⅷ22-9131)へ申込み下さい。  
なお、当日は母子手帳を持参して下さい。